

## 平成22年第3回砂川市議会定例会

平成22年9月13日（月曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告  
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 5号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 砂川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 10号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について  
議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第 4号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算  
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
尾崎 静夫議員  
小黑 弘議員  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定  
自 9月13日  
至 9月17日 5日間

- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 5号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について
- 議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 4号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

○出席議員（14名）

議 長	北 谷 文 夫 君	副議長	東 英 男 君
議 員	矢 野 裕 司 君	議 員	武 田 圭 介 君
	増 田 吉 章 君		飯 澤 明 彦 君
	中 江 清 美 君		吉 浦 やす子 君
	一ノ瀬 弘 昭 君		尾 崎 静 夫 君
	土 田 政 己 君		辻 勲 君
	小 黒 弘 君		沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
-------	---------

市立病院長	小熊豊
総務部長 兼会計管理	角丸誠一
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
建設部審議監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	角丸誠一
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	河端一寿
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 ただいまから平成22年第3回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、尾崎静夫議員及び小黒弘議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月17日までの5日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は5日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) おはようございます。前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

まず、1ページの総務部の総務課の関係では、2点目の大雨による被害状況について。道内では8月23日の夜から24日未明にかけ、短時間で局地的な大雨が降り、当市においても監視パトロール体制を強化をいたしまして、内水などの応急対策に努めてまいりましたが、市内各所で被害が発生したところであります。豊栄町内地区等で道路が冠水するなどの状況を確認しましたが、浸水した箇所も短時間のうちに原状に回復したため、人的被害及び住家を損傷する被害はございませんでした。被害の概要は、記載のとおりであります。

次に、2ページの3点目の空知太会館に係る住民訴訟については、7月の9日、札幌高等裁判所において差し戻し控訴審の第1回口頭弁論が開かれ、本件については次回、9月

の22日の第2回口頭弁論において結審することを決定されたところであります。

次に、広報広聴課の関係では、3点目の砂川市第6期総合計画の策定に向けた取り組みについて6月の28日、第7回、7月5日に第8回の審議会を開催し、第6期総合計画案及び答申案を協議するとともに、決定をいたしまして、市議会が終了後答申を行ったところであります。また、この間策定委員会を記載のとおり開催したほか、計画、素案に対するパブリックコメントを実施し、応募のあった意見の概要と、市の考え方を広報すながわなどで公表したところであります。

次に、3ページ、4点目の砂川市過疎地域自立促進市町村計画について。本年度から平成27年度までの新たな市町村計画の策定に当たり、北海道と協議を進めてまいりましたが、8月の30日、北海道知事より協議終了の通知があり、協議が成立したところであります。

次に、5点目の平成22年度普通交付税の決定について。本年度の普通交付税額は40億9,217万5,000円で、前年度比4%の増と決定いたしました。普通交付税から一部振りかえ分である臨時対策債を含めた額につきましても45億5,642万円で、前年度比6.9%の増となったところであります。

次に、7ページの市民部社会福祉課の関係では、3点目の砂川市民生委員推薦会について。8月の11日、本年11月30日をもって民生児童委員の任期が満了し、一斉改選を迎えることから、後任選任のための推薦会を開催をし、定数56名中14名の新任、42名の再任の推薦決定を行い、北海道へ進達したところであります。

次に、9ページの経済部商工労働観光課の関係では、4点目の砂川市中心市街地活性化協議会について。(1)にすながわスイートロード事業に関して掲載してございますが、(イ)の道新ぶんぶんクラブスイートロードツアーでは、砂川市内の観光を目的に8回のバスツアーが実施され、参加者はすながわスイートロード協議会会員の案内で市内を回り、ショッピングなどを楽しまれたところであります。

次に、11ページの農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について。好天や高温続きの折、各農作物の生育はおおむね早いようではありますが、トマトやリンゴなどの作物は夜温が下がらないなどの影響から、糖度の乗りが悪い状況が見受けられるようであります。

次に、12ページの9点目の奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫の利用に関する協議書の締結について。6月の21日、奈井江町役場において、奈井江町が設置する米穀貯蔵用利雪低温倉庫を砂川市民が利用するための協議書の締結を行ったところであります。

次に、18ページの市立病院の関係では、2点目の改築工事の発注状況について。一昨年度に発注した改築工事の進捗率は90.78%となっています。

次に、3点目の新本館引き渡しについて。8月の31日、一昨年8月から着工した改築工事が当初の工程どおり順調に進み、工事施工業者から新本館の引き渡しを受けたところ

であります。

次に、4点目の医療連携協定調印式について。当院と奈井江町立国民健康保険病院は、平成17年10月に医療連携協定を締結しておりましたが、今回認知症の支援対策等を含めた一部見直しを行ったことから、9月2日、砂川市役所において奈井江町長及び病院関係者の立ち会いのもと医療連携協定調印式を行ったところであります。

以上申し上げまして、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 四反田孝治君（登壇） おはようございます。前定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告を申し上げます。

初めに、学務課所管であります。1点目の公立高等学校配置計画について申し上げます。7月7日、平成22年度公立高等学校配置計画地域別検討協議会が滝川市で開催され、昨年策定した平成23年度及び平成24年度の計画を見直し、新たに平成25年度の配置計画が示され、空知北学区において平成23年度から滝川工業高校の土木科と、平成25年度から赤平高校の募集停止が提示されたところであります。さらに、平成26年度から29年度までの4年間の見通しでは1から2学級減の調整が必要であるとし、あわせて滝川市内において市立高校を含めた高校配置のあり方について検討することとされたところであります。

2点目の第2回「砂川市教育の日」推進委員会の開催について申し上げます。8月17日、第2回「砂川市教育の日」推進委員会を開催し、11月1日の「砂川市教育の日」制定記念行事として、「砂川市教育の日」制定宣言、記念講演会、砂川市子ども読書活動推進計画の公表、さらに10月18日から11月13日を強調月間として取り組む関連行事と今後の啓発の取り組みについて協議を行ったところであります。

3点目の中体連全道大会出場につきましては、1ページから2ページの表のと通りの成績でありました。

次に、3ページ、社会教育課所管、4点目の劇団四季ミュージカル公演について申し上げます。8月23日、地域交流センター「ゆう」におきまして、市内児童457名、引率28名、合計485名が「劇団四季こころの劇場嵐のなかの子供たち」の公演を鑑賞したところであります。

次に、図書館所管について申し上げます。2点目、砂川市子ども読書活動推進計画についてであります。11月1日公表に向け、策定作業を進めている砂川市子ども読書活動推進計画策定委員会が市内の小学校、中学校、高等学校の生徒及び保護者に対する基礎調査の結果を踏まえて取りまとめた砂川市子ども読書活動推進計画の素案を策定し、この素

案に対するパブリックコメントの募集を8月16日から30日まで実施するとともに、今後の計画の進め方に関する参考意見を聴取するため、砂川おはなしの会などの関係団体へのヒアリングを行ったところであります。

次に、4ページ、スポーツ振興課所管であります。2点目の全国・全道大会出場結果につきましては、7月17日から9月5日までに個人5名と4団体が出場し、表のとおり結果でありました。

以上申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

- ◎日程第5 議案第 5号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について
- 議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 4号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第5、議案第5号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について、議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算の9件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 私のほうから議案第5号、議案第7号についてご説明申し上げます。

まず、議案第5号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由といたしまして、新病院における医療体制の充実を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正するもので、説明に当たりまして、3ページ、附属説明資料の条例新旧対照表によりご説明申し上げます。左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインで表示しております。

第3条は、職員の定数を規定しており、第1号、市長の事務部局の職員「752人」を「791人」に、イ、病院事業会計に属する職員「601人」を「640人」に改めるものであります。職員採用につきましては、新病院に向け、段階的な採用を行いながら、医療を展開してきたところであり、10月に開院する病院は急性期基幹病院とした救命集中治療センターや周産期センター、災害拠点病院としての救急医療の拡充など診療体制の充実を図る必要があり、医師及び看護職員と医療従事者の確保が必要となることから、病院事業会計に属する職員数を増員するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成22年10月1日から施行するものであります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由といたしまして、新病院における医療体制の充実を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、説明に当たりまして、3ページ、附属説明資料の条例新旧対照表によりご説明申し上げます。左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインで表示しております。

第2条は、病院事業の設置を規定しており、第2項中「医療安全推進室」の次に、「感染対策推進室」を、「薬剤部」の次に「放射線部、検査部、リハビリテーション部、臨床工学部、栄養管理部、認知症疾患医療センター」を新たに加えるものであります。これは、現行医療安全推進室で対応している感染対策部門を分離し、感染対策推進室を設置するとともに、医局に診療部門と医療技術部門が混在していることから、医療技術部門を分離し、医局を診療部門の専門部門とし、新たに放射線部、検査部、リハビリテーション部、臨床工学部、栄養管理部を設置することといたします。また、認知症疾患医療センターは、組織を明確にし、他施設との連携を強化すべきとの制度趣旨から設置するものであります。

次に、第3項中砂川市立病院の位置、「砂川市西4条北2丁目1番1号」を「砂川市西4条北3丁目1番1号」に改めるものであります。

第3条第2項は、診療科目を定めており、「精神神経科」を「精神科」に、「循環器

科」を「循環器内科」に名称を改め、「心臓血管外科」の次に「呼吸器外科」を追加し、「放射線診断科」の次の「放射線科」を廃止するものであります。

第4条は、病院の職員を規定しており、「医療安全推進室長」の次に「感染対策推進室長」を新設し、「科部長」を「科医長」、「部長」を「医長」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成22年10月28日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第6号、第8号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第6号 砂川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、砂川市立病院の移転改築に伴い、病院内の砂川市助産施設の位置を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、裏面をお開きいただきたいと存じます。砂川市助産施設条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインで表示しております。

第2条は、位置の定めで、第2条中現行「砂川市西4条北2丁目1番1号」を改正後は「砂川市西4条北3丁目1番1号」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成22年10月28日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第8号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。国民健康保険法の一部が改正されたことに伴う条文整理のため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第10条は、保健事業の定めで、第10条中現行「法第72条の5」を改正後は「法第72条の4」に改めるものであり、これは医療費が高い市町村を毎年国が指定し、市町村は国保の運営安定化策などを盛り込んだ計画を作成する指定市町村制度の廃止など、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴う条文整理であります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 私のほうから議案第10号、第1号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第10号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画についてご説明を申し上げます。

この計画は、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、同法第6条第1項の規定により、平成22年度から平成27年度までの新たな砂川市過疎地域自立促進市町村計画を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

過疎地域指定の経緯をご説明しますと、本市は人口減少や高齢化などにより、平成9年4月に過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、砂川市過疎地域活性化計画を策定し、地域活性化の取り組みを進めたところであります。その後平成12年4月1日、新たに過疎地域自立促進特別措置法が施行され、法第6条第1項の規定により砂川市過疎地域自立促進市町村計画について平成12年第3回定例会において前期5カ年計画の議決を、平成16年第4回定例会において後期5カ年計画の議決をいただき、地域の自立促進を図ることとして各種の過疎対策事業を実施してきたところであります。過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月31日に失効するものでありましたが、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、議員立法により一部改正が行われ、本年4月1日から施行されたところであります。

改正されました過疎地域自立促進特別措置法の概要につきましては、過疎地域自立促進市町村計画の策定自体は地方分権改革推進の観点から策定の義務づけは廃止されましたが、過疎対策事業債などの財政上の特別措置は過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業を対象としておりますので、新たに本計画を策定するものであります。また、過疎対策事業債については新たにソフト事業が充実され、これは地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として、市町村計画の定めるものの実施に必要な経費については総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り地方債をもってその財源とすることができるとされており、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を対象とするものであります。

本計画の策定の経過についてご説明をいたしますが、本年4月1日に改正法が施行となったことから、4月28日に総務省、農林水産省、国土交通省の各大臣連名による各都道府県知事に対する通知において策定要領が示されたところであります。5月11日、部長連絡会議を開催し、過疎地域自立促進の取り組みとしてソフト事業が対象となることを周知し、各課でそれぞれの分野、項目における現状と問題点、その対策、計画について検討

を進め、計画の素案作成に向けて総体的に調整を図ったところであります。市町村計画の策定に当たりましては、法第6条第4項の規定によりあらかじめ都道府県との協議が必要とされていることから、事前協議として6月30日に計画にかかわる関係資料を空知総合振興局に提出し、その後総合振興局各部及び本庁各部における意見調整を経て、8月30日に計画案について北海道の協議が成立したところであります。

それでは、計画内容についてご説明をいたします。計画書をごらんいただきたいと存じます。1ページの1、基本的な事項からご説明を申し上げます。(1)は砂川市の概況ですが、①、自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要、2ページに②、過疎の状況、下段に③、社会経済的発展の方向の概要について3ページ上段にかけまして掲載をしているところであります。

4ページ、(2)は、人口及び産業の推移と動向についてまとめたところであり、5ページから6ページに人口の推移、産業別人口の動向について、国勢調査結果及び住民基本台帳人口により掲載をしております。

7ページ、(3)は、行財政の状況についてまとめたところであり、8ページから9ページに砂川市機構図、10ページは広域行政の状況、11ページは市町村財政の状況及び主要公共施設等の整備状況を掲載しております。

12ページ、(4)は、地域自立促進の基本方針として、砂川市の過疎の状況を踏まえつつ、これまでの過疎対策と現在の課題等を検討した上で、今後における考え方と方向性を掲載しております。

下段の(5)、計画期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6カ年間を砂川市過疎地域自立促進市町村計画の計画期間とするものであります。

次に、13ページから20ページにかけて掲載しております2、産業の振興についてご説明をいたします。13ページから(1)、現況と問題点として、①、農林業、②、商工業、③、産業振興、④、労働環境、⑤、観光についてそれぞれ整理するとともに、17ページに(2)、その対策として、現況と問題点を踏まえた講ずべき対策を20項目掲載しております。

さらに、18ページの(3)、計画として、その対策にかかわる事業であり、第5期総合計画の第3次実施計画の掲載事業を基本に、過疎対策事業債の対象となり得る事業を掲載しております。

なお、この計画の表中の事業名欄におきましては国の定めた表示方法で掲載することになっており、括弧の番号が一連となっていない部分がございますが、本市には該当する事業がない部分であり、また事業名欄に記載されております過疎地域自立促進特別事業が過疎対策事業債の対象となるソフト事業となる部分であります。以下、21ページの3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進から52ページ、10、その他地域の自立促進に関し必要な事項まで同様の考え方で掲載しておりますので、ご理解を賜りたいと

存じます。

21ページから26ページにかけて掲載しております3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進については、21ページ、(1)、現況と問題点とし、①、道路環境、②、交通環境、③、情報通信基盤について整理するとともに、22ページには道路、橋梁の状況を表にまとめたところであり、23ページに(2)、その対策として6項目、24ページから26ページには(3)、計画として実施事業について掲載をしております。

27ページから35ページにかけて掲載しております4、生活環境の整備については、27ページ、(1)、現況と問題点として、①、循環型社会、②、衛生環境、③、環境保全、④、安全生活環境、⑤、消防、救急、⑥、地域防災、⑦、住環境、⑧、上下水道、⑨、快適空間、⑩、治山、治水について整理するとともに、31ページには上下水道……失礼しました。上水道、下水道の状況を表にまとめたところであり、32ページ、33ページに(2)、その対策として22項目、34ページから35ページには(3)、計画として実施事業について掲載をしております。

次に、36ページから41ページにかけて掲載しております5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、36ページ、(1)、現況と問題点として、①、高齢者福祉、②、子育て支援、母子、父子福祉、③、障害者福祉、④、地域福祉、⑤、健康について整理するとともに、39ページには(2)、その対策として17項目、40ページから41ページには(3)、計画として実施事業について掲載をしております。

42ページから44ページにかけて掲載しております6、医療の確保については、42ページに(1)、現況と問題点として、①、医療について整理するとともに、43ページには(2)、その対策として5項目、44ページには(3)、計画として実施事業について掲載をしております。

次に、45ページから48ページにかけて掲載しております7、教育の振興については、45ページ、(1)、現況と問題点として、①、学校教育、②、生涯学習、③、スポーツ、レクリエーションについて整理するとともに、47ページに(2)、その対策として11項目、48ページには(3)、計画として実施事業について掲載をしております。

49ページから50ページにかけて掲載しております8、地域文化の振興等については、49ページに(1)、現況と問題点として、①、芸術、文化、文化財について整理をし、下段、(2)、その対策として2項目、50ページには(3)、計画として実施事業について掲載をしております。

51ページに掲載しております旧集落の整備については、51ページに(1)、現況と問題点として整理いたしましたが、現在集落に関する再編、移転等の計画がないため、(2)、その対策と(3)、計画については掲載をしております。

52ページから54ページにかけて掲載しております10、その他地域の自立促進に関し必要な事項については、52ページに(1)、現況と問題点として、①、協働、②、地

域コミュニティについて整理するとともに、53ページ、(2)、その対策として4項目、54ページには(3)、計画として実施事業について掲載をしたところでございます。

最後に、55ページから60ページにかけては、計画期間内における過疎地域自立促進特別事業分、いわゆるソフト事業分のみを集約した事業計画一覧表であります。

以上、概略的にご説明を申し上げますが、本計画は本年度からの計画であることから、第5期総合計画との整合及び平成23年度からの第6期総合計画での現状と課題などの整合を図ったところであります。なお、今後第6期総合計画における実施計画の策定などにより計画に変更が必要となった場合につきましては、北海道が定めた過疎地域自立促進市町村計画の変更にかかわる事務処理要綱に基づき、必要に応じて次年度以降修正、追加等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,637万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億7,713万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に二重丸を付してあるのは新規事業で、一つ丸は継続事業であります。また、アンダーラインを付してあるのは細節の新規事業であります。

初めに、16ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費1億395万6,000円の補正のうち石山中学校校長住宅污水管敷設替工事費79万8,000円は、石山中学校校長住宅に隣接する旧職員……失礼しました。旧教員住宅用地の売却に伴い、売却用地内に埋設されている污水管を撤去し、敷設替えをするものであります。

同じく社会福祉事業振興基金積立金10万円及びまちづくり事業基金積立金1,202万円の補正は、寄附金を事業目的に合わせて積み立てるものであります。

同じく財政調整基金積立金9,103万8,000円の補正は、基金積み立てにより財源調整を行うものであります。

次に、18ページ、4款衛生費、1項4目環境衛生費で二重丸、中・北空知廃棄物処理広域連合に要する経費954万5,000円の補正は、広域連合において当初平成23年度に予定していたごみ焼却施設建設にかかわる事業の一部を前倒して今年度を実施することとなったことから、広域連合規約による関係市町の負担金割合により砂川市分を補正するものであります。

次に、20ページ、6款農林費、1項1目農業委員会費で二重丸、農地制度実施円滑化

事業に要する経費 103万3,000円の補正は、平成21年12月の農地法の改正に伴い、新たな農地制度によって農業委員会が新たに担う農地の利用状況調査等の事務及び農地台帳システムの更新にかかわる経費であります。なお、事業の実施期間は平成22年度から平成26年度までの5年間であり、全額道補助金で行うものであります。

同じく2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費110万1,000円の補正は、シカなどによる農業被害を防ぐための電気牧さく設置に対する助成で、有害鳥獣対策連絡協議会へ直接国から100分の55補助される残りの農家負担分に対して市が2分の1の54万円を助成するものとして当初予算で計上しておりましたが、当初8戸の整備要望から最終的に22戸にふえたこと及び当初予定していた財源が国の補助から補助率2分の1の道の補助に変更となり、市の助成額がふえたことによるものであります。

次に、22ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費33万2,000円の補正は、中小企業等振興条例に基づく人材の育成事業に対する助成として、株式会社ホリの従業員10名分の中小企業大学校受講料を全額助成するものであります。

次に、24ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金3,041万円の補正は、21年度の国、道支出金の精算分で、生活保護費国庫負担金返還金2,382万8,000円が主なものであります。

以上が歳出内訳の補正予算でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。15款道支出金103万3,000円の増は、農地制度実施円滑化事業にかかわる10割補助であります。

16款財産収入406万6,000円の増は土地売却収入で、石山中学校旧教員住宅の売却によるものであります。

17款寄附金1,212万円の増は、13ページに記載の寄附金によるものであります。

19款繰越金は1億2,915万円の増となりますが、これは平成21年度決算による繰越金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第2号、第3号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,531万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億6,753万1,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。11款諸支出金、1項2目退職被保険者等過年度過誤納還付金で1,517万円の補正は、平成21年度に交付された療養給付費等交付金の精算による返還金によるものであります。

同じく1項4目出産育児一時金補助金過年度過誤納還付金で14万円の補正は、平成21年度に交付された出産育児一時金補助金の精算による返還金によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。8款繰入金で5,684万9,000円の減は、収支の均衡を保つため国保基金より6,300万円の繰入金を予定しておりましたが、平成21年度の収支が改善したことによる繰入金の減によるものであります。

9款繰越金で1億1,009万1,000円の増は、平成21年度の決算剰余金であります前年度繰越金の確定によるものであります。

10款諸収入で3,793万2,000円の減は、平成22年度分の収支不足を次年度予算の繰り上げ充用金で賄う予定でありましたが、平成21年度収支状況の好転などの収支改善により雑入の減によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第3号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,689万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,211万8,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金で196万6,000円の増は、説明欄に記載のとおり介護給付費準備基金積立金の補正であります。これは平成21年度事業費確定に伴い、支払基金交付金で精算交付となる過年度分について補正するものであります。

16ページをお開き願います。4款地域支援事業費、3項1目地域包括ケア推進事業費396万7,000円の増は、説明欄に記載のとおり新規事業で二重丸、地域包括支援センター等機能強化事業に要する経費として、地域包括支援ネットワーク強化推進等委託料を補正するものであります。この事業は本年度創設された国のモデル事業であり、市町村が地域包括支援センター等を利用して地域のコーディネート機能を強化し、地域包括支援ネットワークを強化推進していくことにより、介護保険サービス及び生活支援サービス等を一体的に提供する地域包括ケアの体制づくりを推進することを目的としております。具体的内容といたしましては3点で、1点目は地域包括支援センターにおけるサービス情報の収集及び情報提供を行うなど支援体制の強化を図る、2点目は中空圏圏域の地域包括支援センターと研修会等を開催し、地域における共通課題の解決に向けた広域連携を図る、

3点目はNPO法人中空知・地域で認知症を支える会などの運営及び活動を支援するもので、財源につきましては事業費の全額が国庫補助金となるものであります。なお、このモデル事業につきましては、申請により全国で42市町村、道内では本市を含む11市町村で実施するものであります。

続いて、18ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で2,096万1,000円の増は、説明欄に記載のとおり過年度過誤納還付金12万5,000円、これは平成21年度介護保険料の過納について還付するものであり、介護給付費等精算還付金は平成21年度事業費確定に伴い、過大交付となりました国庫負担金、国庫補助金、支払基金交付金、道負担金及び道補助金、合計2,083万6,000円について、それぞれ記載のとおり精算返還をするための補正であります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明させていただきます。3款国庫支出金で396万7,000円の補正は、地域包括ケア推進事業に対する国庫補助金の増によるものであります。

4款支払基金交付金で196万6,000円の補正は、平成21年度介護給付費交付金の過年度分として精算交付されるものであります。

8款繰越金で2,096万1,000円の補正は、平成21年度の繰越金確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第4号 平成21年度砂川市病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼しました。平成22年度砂川市病院事業会計でございます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第2条は、予算第6条で定めた一時借入金の限度額を補正するもので、第6条本文中「3億円」を「52億円」に改めるものであります。

今回限度額補正を行います一時借入金は、当該年度の歳出予算内の支出をするために、一時的な資金不足を補うための短期の借入金であります。病院改築事業の実施におきまして、改築事業費及び資産購入費に係る多くの財源を病院事業債と過疎対策事業債で計画し、これらの起債許可及び借入れ時期を10月初旬に予定しておりました。しかし、病院事業債については当初の予定どおり10月に借入れできる予定ですが、過疎対策事業債については過疎地域自立促進特別措置法の執行期限の延長の関係から起債許可決定時期がおくれ、またその時期が現時点では明確になっていないところであります。このため過疎対策事業債の借入れ時期が改築事業費等の支払い後と予想されることから、一時的に資金不足が生じるものであり、過疎対策事業債借入れ分の一時的な資金不足を一時借入金に

より補う必要があると、必要が考えられるところであります。このことにより一時借入金の限度額3億円を52億円に補正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

これより議案第5号、第7号、第6号及び第8号の一括総括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号、第7号、第6号及び第8号一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第10号の総括質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、砂川市過疎地域自立促進市町村計画について若干お伺いをしたいと思っております。

まず、今回の過疎債を借りるという手続になって、そのための市町村計画ということになるわけですが、これまでもそうであったのかということですが、先ほど若干提案説明の中で触れられていましたけれども、これまでの過疎債と違う点について先ほどの説明ではこれまでなかったソフトの事業のが加わったというようなご説明はありましたけれども、そのソフト事業の要件についてお伺いをまずいたしたいと思えます。あわせて、前回の過疎債と違う点も質問をいたします。

続いて、2点目なのですが、そもそも過疎債が借りられるまでの過程なのですが、このように過疎債を議会で計画を議決をして、道との何か協議はもう済んだというふうに市長の行政報告でもありましたけれども、今後どういうふうに動きが出ていって、最終的に過疎債が、借りられたお金が入ってくる、通常でいうと大体どのぐらいの期間が必要なのかということもあわせてお伺いしたいと思えます。

それと、今回の自立計画、かなりの計画がのっていますけれども、全体の事業費をお伺いします。できれば、今回はソフト事業が入ったということなので、ソフト事業の部分での事業費の合計をお伺いをしたいと思えます。

最後、4点目なのですが、今回いろいろ9、10ぐらいまでですか、いわゆる地域振興の文化あるいは道路とかと、こういろいろあるわけですが、形としてはまず現況と問題点が触れられ、それからその対策という形になっていて、最後には対策を解決するための計画というような形ででき上がっているのですが、そもそもこの対策、課題があって、それを対策をどう考えていくか、ここまではいいのですが、実際そ

の計画にのせられなかった部分というのは、対策ではこういう対策が必要だと思っ  
ても、その計画にのっていない部分というのは過疎債の適用にならないのかどうかとい  
う点もあわせてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 4点ほど総括質疑がございましたので、順次ご答弁  
を申し上げたいと思います。

これまでの過疎法と今回改正による違いは何かという部分とソフトの部分の要件とい  
うことでございます。特徴的なものとしたしましては、過疎対策事業債がソフト事業へも特  
別措置として拡充されたというのが従前の過疎法との違いでございます。これにつきま  
しては、過疎地域の引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、農林水産業の衰退、限界集  
落の発生、地域医療体制の弱体化などさまざまな課題が生じている厳しい現状を踏まえ、  
地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化な  
ど住民の将来にわたる安全、安心な暮らしを確保するために実施するソフト事業につい  
ても過疎債の対象とするということにされたものであります。このソフト事業は、将来にわ  
たり過疎地域の自立促進に資する事業を対象にしているもので、過疎債の対象にならない  
経費が4点ほどございます。1つには、市町村の行政運営の通常必要とされている内部管  
理経費、すなわち職員人件費、あるいは庁舎の維持管理経費などが該当するものでありま  
す。2つには、生活保護等法令に基づき、負担が義務づけられている経費、国庫負担事業  
であります。こういったものも認められないということになっております。3つには、  
地方債の元利償還に要する経費、これも認められないと。4つには、普通交付税、特別交  
付税に算入されている事業の経費とされております。これは、二重の財政措置はしない  
という考えに基づくものであります。要件については以上でございます。

次に、2点目に過疎対策事業債の借り入れまでの過程はどういうものなのかとい  
うことでございます。通常でいきますと、過疎計画に掲載されました事業を行う場合の過疎申請  
から借り入れまでのスケジュールにつきましては、起債の申請から許可までの手続と実際  
に借り入れ先から資金を借り入れる手続がありますが、起債の申請許可の手続として4月  
下旬に空知総合振興局によるヒアリングを受け、1次分の起債申請書を空知総合振興局、  
北海道財務局に提出します。その後9月下旬、1次分の許可予定額の通知があり、9月下  
旬、1次分の起債許可申請を行い、10月下旬、1次分の起債許可がおります。11月下  
旬に2次分の起債申請書の提出を空知総合振興局、北海道財務局に行います。これは事業  
の追加、変更がある場合であります。ここで資金を借り入れる手続として、2月下旬に借  
り入れ先に借り入れ条件ごとに借り入れ申込書の提出を行い、その後許可の手続として3  
月上旬に2次分の許可予定額通知があり、3月中旬に2次分の起債許可申請を行い、3月  
中旬に2次分の起債許可が出ます。最終的に、3月下旬に起債借り入れとなるものであり

ます。おおよそ申請4月から3月までなので、約1年間要することになります。以上が過疎債借入れまでの流れであります。

3点目に、全体事業費のお話でございましたが、今回の過疎計画6年間で計画している全体の概算事業費は、ハード事業で約204億3,200万円、ソフト事業で約7億1,000万円、合計211億4,200万円であります。

4点目に、その対策があるが、計画が少ないというなお話でございました。その課題に対するその対策が多い割に計画が少ないという部分につきましては、過疎計画は財政優遇措置を受けるために策定する計画でありますので、過疎対策事業債の対象となるハード事業を中心とした計画づくりを行い、ソフト事業については特別事業分として該当する事業を計画の対象事業としたところであります。この過疎計画の策定年度が平成22年度であり、第5期総合計画期間中であるということと、第6期総合計画が策定中でありますので、次年度以降の事業について過疎計画に反映できるものは含めていくという考えであります。そのため産業の振興以下各分野の(1)の現況と問題点の記述は第6期総合計画の現状と課題部分と整合を図っており、その対策では第6期総合計画で予定される事業につながるように意識しているため項目が多くなっているところであります。また、計画部分につきましては、第5期総合計画での事業を基本としており、道路事業では積み残し部分、今後予定している部分はありますが、第6期総合計画での新規事業は含んでおりませんので、計画が少なくなっているところであります。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 今ご答弁を聞いていると、第5期と第6期のはざまの中にある過疎計画という感じで、質問もとっても難しく、これから第6期の審議もしていかなければならないというところなのですけれども、答弁の中ではそこら辺ももう出てきてしまっているので、どういう気を使いながら質問をしていけばいいのかなというふうに今考えていますけれども、まずは今回の過疎債が今までと違うという点はソフト事業ということでありました。この市町村計画のソフト事業というのは、55ページの自立促進特別事業分というところにまとまって書かれているのだらうと思っているのですけれども、これを見る限り例えば商工会議所の事業補助だとか、プレミアム商品券の発行事業だとか、あるいは観光協会の補助だとか、防犯灯、それから移住定住、もっと言えば敬老助成券の交付事業とか、こういうものが今までそれぞれ一般財源でだと思いますが、やっていた事業をあえて過疎債の事業にしようとするということなのですけれども、私は今までの借金ということそのもの自体の考え方なのですけれども、つまり今の人たちが借金をして事業を行うことによって享受を得るわけです、今の人たちは。ところが、借金を返済していくというのは、次世代に向かって借金をなお払い続けていくということになるわけですから、その辺のところはどうもソフト事業の選択の仕方という形で借金をするということが当たってくる事業なのか

なというふうに実は思っていて、観光協会の例えば補助金なんていうのは1年で使い切るものですよね。ところが、今私が申し上げたのはほとんどそうなのですが、商工会議所の事業だとか敬老助成券とか、全部1年1年で受益者にわたってしまう、こういうものなわけです。ところが、過疎債というのはあくまでも借金をするわけです。これは交付税算入が70%というとても有利な借金だから、なるべくこれをしていこうという形になるのだと思うのですが、ただ30%というのはあくまでも……これは、過疎債というのは何年で返すのですでしたか。10年でしたか。もっとなのですか。その年数をまたいで、またぎながら借金を返していく、一般財源で返していくというパーセント、30%は確実にあるわけで、その辺のところをどういうふうに考えられて今回この計画にのせられているのかなというのがちょっと私にはわからないところでして、そこを2回目の質問をさせていただきたいと思うのです。これ国の出した法律案の要綱という形の中を見ていくと、どうやら国のほうはその辺を意識しているようで、活性化や住民の将来にわたる安心、安全に暮らすための地域社会の実現を図るためのソフト事業なら認めましょうと。ただ、先ほどの提案説明で触れられなかったのは、特別に地方債を財源として行うことが必要だというふうに、この特別という言葉があるのです。この特別というのが私が今お話し申し上げた点ではないのかなというふうに思いますので、お伺いをしたいと思います。

それから、過疎債が借りられるまでの過程をお伺いしましたが、最後に総務部長が非常にわかりやすくおっしゃっていただいたのですが、起こして、起債を起こしてからお金が入ってくるまでに1年もかかる、通常でいくと1年かかるのだよというお話がありました。つまりこの部分でお伺いしたいのは、では今この新しい過疎債に向けて議会が議決をしたとします。そして、これから申請が行われるのだと思うのですが、つまり1年かかるとすると、来年の9月にならないと、あるいは8月にならないと、お金が現実的に入ってこないのかどうかということなのだと思います。そこら辺の手続きがどうなのかということ、私の今の話の仕方で合っているのかどうかをお伺いします。

そして、3番目でお伺いしたいのは全体の事業費だったのですが、ハードで204億3,000万で、ソフトで7億。6年間で7億のソフトというのは相当借金をしてやろうというような感じに私は思えるのですが、しかもこの内容そのものが今までやってきたものをほとんど踏襲しながら借金でやっていこうということになってきて、先ほど1点目でお伺いしたこと、どうもうまく頭の中が整理できないのですけれども。

それと、もう一つはハードの関係でもいいのですが、道路に関しては5期の積み残しをここに入れたと。でも、ほかの部分というのは第6期にもつながっていくような事業をのせたとおっしゃっているのです。何点かでいいですから、第6期につながっていくような事業というのは、ここでどういう事業を選ばれたのかお伺いしたいと思います。

それから、対策として掲載されていてということなのだと思いますが、この対策と、それから実際先ほどお伺いした、つまり計画にのってこないと、実際はお金が借りられないと

というお話がありました。つまりこれは対策として必要だなと思っけていても、ここに計画に書かない限りは、まさにお金が借りられない事業なのだというふうな選別がされていくのだろうというふうに思うのですけれども、私は今後の高齢化社会ということを考えていったときに、国のほうでは今回特にソフトのことの代表格として出てくるのが過疎なるがゆえに住民の日常的な移動のための交通手段の確保と、これが第1の例題みたいにして挙がってくるのです。当然これは砂川にとって、私もずっと一般質問でもお話をしてきましたけれども、確かに札幌とか旭川に行く便は多いです。市内でもある程度の路線バスは走っていますけれども、公共交通機関の不便さというのは市民のとてもいろいろな要望で出てくる話だということがあります。ところが、今回の過疎事業の中では、当然対策には書かれています。それは23ページ、その対策というところで鉄道やバスの運行維持確保と利便性は市民生活を支えるということで、地域公共交通サービスの実施に向けた調査検討を進めると対策では書かれているのですけれども、その3の計画の中には市道の整備、それから雪寒機械の更新、総合行政システムの更新というような形だけでしかのってこない。つまり公共交通機関の調査検討というのは大事だし、進めたいと思うけれども、過疎債では考えていかないのだというようなことなのだろうというふうに思うのですけれども、それは私今回一般質問を出してしまっているの、ハイウエーオアシスへのインターのことも全く同じです。これも対策としては、実際は書かれています。ところが、計画の中には一つもありません。以前答弁の中では、前の総務部長は、お金には心配ないと、過疎債の適用になるのだから、心配ないのだと話もされてきましたけれども、どうして対策としてこれは重要だと思っけていながら、その計画、実際は過疎債を借りるという対象にしないものというのが随分多くあるのですけれども、その辺のところはどのように考えられて、今回の計画を立てられたのかをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長……総務部長、もとい。

○総務部長 角丸誠一君 何点かございましたので、答弁漏れがあれば、ご指摘をいただきたいと思っけています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

ちょっと順不同になるかもしれませんが、まず1点目のソフト事業に対する考えなのでも、私どもがまずソフト事業の選ぶに当たっけての基本的なところでありますが、法律改正の趣旨に基づきまして、将来にわたっけて過疎地域に住む人々が安心して安全に暮らしていけるという、そういう確保のためのソフトの過疎債をどう選ぶかということでありまして、当初は今単独あるいは交付税措置されているものを除いてとかでなくて、全部すべて挙げて道とも協議をしてきましたけれども、最終的には真に必要な事業、特別にそのソフトに過疎債を充当しないとやっけていけないものでないのだめだというようなことになってきました。そんな中から選ぶ基準としまして、住民生活に直接関係する安全、安心な事業、2つ目には住民生活に間接的に関係する事業、3点目に過疎地域の維持、活

性化に関する事業という大きな3つの観点でソフト事業を選択してきたところであります。このことから高齢者や子供にかかわる事業、住民にかかわる事業、地域の産業の振興事業、それから病院の当番医などの確保、維持事業などについて該当させようということで、結果的には15項目になったところであります。この背景としては、国は今回ソフト事業に関しては660億の予算措置をしております。そのうち砂川市に枠配分としては約8,500万円ほどのソフト事業経費というものがございます。先ほどご指摘のとおり全部単独事業でやっていくより後で7割の交付税算入があるということになりますと、やはり有利であろうというような判断からソフト事業に計画としてのせてきているところであります。

それから、第6期につながる事業ということで、ちょっと先ほど私お話しした部分につきましては、第6期での新規事業というのは含んでおりません。ただ、中には道路事業だとか、雪寒機械だとか、消防車両だとかというのは当然6期のことでございますけれども、これは経年来ましたら更新していかなければならない事業なので、それは含めておかないと、後でまた再度そういう項目出しをすると、議会の議決をしなければならないという手続がありますので、そういったものはのせていますけれども、基本的に現況と問題点のところについては第6期総合計画と整合を図って、それに対する方策、その対策についてもそこまでは第6期を意識して書いてございますが、計画については一切第6期の新規事業というのは入ってございませんので、これはちょっと説明不足でございました。その点は、訂正をしたいと思えます。

それから、言われていました移動交通手段の関係でございますけれども、これについても当初計画の中には今バス補てんとかということも含めて対策の中には書いていまして、これらの補てんについても該当するのであるということでも当初過疎計画にのせて協議を進めていったところ、先ほども普通交付税だとか特別交付税で措置されているものについては認めないと、仮に過疎債を使うのであれば交付税措置はしない、どちらかを選択するというような状況がございましたので、のせたかったけれども、そういう縛りの中では今はのせていけないというようなことからうちのバス補てんについても特別交付税で措置されているようなことでございますし、あるいはまだこのほかにも学童保育の運営とかものせました。それ以外に道路の維持補修等についても当初のせておりましたけれども、それらはみんな交付税措置されているというようなことでありまして、だんだん選択していきますと、残ってくる事業は限られたものになってきたと。そういったところから、この15事業が最終的になったところであります。

あと何だったかな。ソフト事業が全体で7億もというような借金をするのかというようなお話でございましたけれども、先ほどのお話のとおり全部単独費で出していくというようなことでございますから、それがいいのか、後々交付税算入される7割というものにやはりもっと財源措置を求めたほうが有利ではないのかということで、また枠配分という中では、なるべく使えるものは使っていったほうが良いだろうというようなことでの判断で

掲載をしたところであります。

何か答弁漏れ部分ありましたら、ご指摘をいただきたいと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

はい。

起債の借入れの時期のお話が1つ抜けておりました。今回の過疎計画がここで議決になると、その後どうなるのかということでございますが、今年度の過疎債予定事業については当然計画が決定しておりませんので、まだ申請しておりません。この議決後国に提出を計画をしていく流れになります。国のほうでは、聞いているところによりますと、9月にやるところ、12月にやる議会のところと、いろいろあるようでございまして、それが全部集約されてというようなことで聞いておりますので、12月ぐらいが国が集約して計画を認められると。今年度分の過疎債の申請が残っておりますから、それは年があけましたら早急に進めていかないと、今年度のものにならないというふうなことで伺っております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 一番印象が強くて、一番心配なところが最後に出てきたので、お伺いしなければならないのですけれども、病院の過疎債の関係がどうなるのかなというのが私は今回の一番心配事として、たしか今年度は100億の事業費の中の50億は過疎債でという話を今まで聞いてきました。今の総務部長のお話をまともに受けてしまえば、今年度分の申請は当然これだから、まだしていないと。していないので、さっきから言うと1年間お金が入ってくるまでかかってしまうかもしれないというのが私の今の答弁からする理解なのですけれども、そうなってくると、余りこれも話をしていくと、さっきの病院のほうで提案説明をされた一時借入金の話に入っていくので、ここもまた難しい質疑になるのですけれども、一番肝心なところなので。仮にこれ当然病院の工事はもう終わって、引き渡しが進んでいきますから、8月31日で引き渡しが終わっていますので、今現在はこの新病棟というのは市のものになっていると思います。通常でいえば、引き渡しが進んでから多分40日ぐらいでお金を払わなければならないことになると思うのです。先ほどのお話が出ているのだらうとは思いますが、ただ一時的に何とかなっても、これが今のお話でいけば、1年後にならないとお金が入ってこないとなったら、えらく大変なことになるのではないかなというふうに非常に心配するのです。今のやりとりだけでいけば、確実にそういうことしか考えられないのですけれども、この辺のところはどういうふうになっていくのかというのをお伺いします。

それと、最後の3回目の私質問なので、さっきのソフトの関係がどうしても今の総務部長の説明ではちょっとわからないのです。確かに70%交付税算入されるのだから、今まで一般財源でやってきたソフトの分商工会議所への補助だとか、観光協会の補助だとか、あるいは敬老助成券の補助だとか、これを残りの30%は次の世代に回していってしまう

ことになると思うのです。こういうやり方って余り僕はよくないと思うのです。つまり今のお年寄りがバス、タクシーを乗るために市から助成をもらうわけです、5,000円分の。あるいは、観光協会が事業をやるために、この1年の事業をやるための市の助成金が、補助金があったりするものを、実際はそこでお金は渡すのだけれども、借金でやっていく。本来この過疎債で考えるべき事業というのは、そういう事業ではないのではないのかなというふうに思うのです。そこのところがこれどんなふうに得になるのでしょうか。財政的にもこうやって借金をして、残りの30%を次世代に回していくということがどういうふうになっていくのか、そこのところもあわせてお伺いをしたいと思います。

あとは、第6期の話もこれ以上していくと、それこそ第6期の話にもなってしまうのだらうとも思いますし、ただ先ほどのソフトということからいっていけば、集落の整備という、9番の集落の整備では、現状と、現況と問題点というのはとってもしっかりと書かれていましたが、ただそれに向けての対策というのは一つも今回ないのです。集落の整備でどういう現況と問題点を出しているかという、これから高齢化が進んでいって、今後も市民が住みなれた地域で暮らし続けていくための生活環境を整備するのはとても大事だと、あるいは町内会の組織づくりなんかもこれからも支援をしていかなければならないと、僕は本当にまさにこれから先のことを考えたときはこういう集落の整備、空き家がいっぱいふえていったものをどうしようかとかということってとってとても大事だと思っているのですけれども、それに対しては全く対策も計画も今回はありません。その辺のところは、一体どのように考えられていらっしゃるのかをお伺いします。できれば、市長にお答えをいただければとは思っていますけれども。

そして、最後の10番ですけれども、その他地域の自立促進に関して必要な事項ということで、まさにこれは今後市民が主役で、協働を進めていかなければならないのだということがうたわれています。あわせて、地域コミュニティーのことも現況と課題、問題点には触れられているのですけれども、ではそのための計画というのは一体何なのかという、ふるさと活性化事業補助、これは予算では正確には今言えません。たしか30万か40万の今までほとんど活用がされてきていなかったふるさと活性化事業補助なのです。どうも今回の過疎地域の自立促進市町村計画というのがどういう思いで、どういう形で提案されているのかなというのがいま一つ総務部長のお答えではわかり切れなかったので、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 私のほうからもまず2点ほどご答弁したいと思いますけれども、これは釈迦に説法ですけれども、過疎債というよりいわば起債はなぜ受けれるかということなのです。それは、事業は単年度だけれども、後年度においてもそれは恩恵をこうむるのだと。いい例は、例えば学校はことしできたとしても、しかし学校に学ぶのは今だけでなく、次の方々も学校で学ぶのだと。したがって、恩恵をこうむると。それな

のに、今の人だけでその分を負担するというのは、これは問題あるからということで起債がつくということなのだ。したがって、この過疎債も原則は将来にわたってもそういう恩恵をこうむるのだから、みんなで払っていこうというのがそもそもの考え方なのだ。ですから、1つ言うと、観光についても今観光の開発しているけれども、観光によって税が生まれるとか、観光によって、イベントやったことによって住民みんなが楽しみを与えられるということについては、これは起債の条件にしてあげようではないかと。ただし、今まではソフト面はだめだよというけれども、今幅広く、全体を見るときに、この際過疎のほうの関係によって受けられますよということですから、だから微妙なところにあるけれども、私どもとすればできるだけそういう補助の率の高いものを受けながら、後年度の方々と払っていても必ずしも今やることは後年度の方々も受ける恩恵が多いということからすれば、これは過疎というより起債のいわば充当するのに値するものだということだから、我々はそれをやっていきたいということが1つです。もちろん微妙なのです。単年度で、ことしだけでないかと、高齢者の人はどうなのだとということだけれども、しかし高齢者の面倒見るのは必ずしも今の人だけではないだろうということからして、総体的に後年度も当然それに該当するというのであれば、起債はつけようではないか。それが前言ったように一般債か過疎債かという違いはあるけれども、基本的にはそういうふうな考え方に起債というものはあるのだということをご理解を。

それから、病院の問題は、これはある意味では全く間が悪かったといえそうです。私も再三総務省にも行っていますし、道にも行って、こんなやみ討ちがあるのかと。こんなことは、もし市町村でやったら大変なことになる。ということは、私どもの事業は、平成20年から既に過疎債が当たるよ、一般病院債が当たるよと事業を起こしたのに、過疎法が平成22年度で切れるから、23年度以降は新たな事業展開だというのが国の方針なの。したがって、砂川は継続だけれども、継続という考え方は立たないと。全国一律に改めて過疎に該当する、どうかは申請をしてくださいと、申請をした後に過疎に当たるかどうかをいわば国が判断するというから、私どもおかしいと。継続してやっているものと、後から来たものがなぜ優先するのですかと、後のものが。ということは、過疎の総体の予算の枠がみんなに当たるかどうかわからないから、改めてみるというのが原則的な見方だけれども、私はおかしいと。下手すると、行政不服審査委員会に訴えなければならないというぐらいに僕は思っている。ただ、今の内容を見ますと、まあ、まあ、そう言わぬで、全国一律で砂川だけが早く優先してオーケーということは今なかなか出せない。したがって、とにかく今の段階でいいですよということは言えないということなのだけれども、私は当たるだろうと。これは国の決定事項ですから、私が今決めることはできませんけれども、継続事業をしている以上は、私は当てないとならないものでないだろうかと。例えば砂川で個人住宅に補助指定をしておきながら、いやいや、ことしあたり法律変えたからそれは当たらぬよなんて言ったら、これは暴動起きますよと。だから、国自身も言ってみ

れば考え方はわかると。ただ、今言ったように一斉に申請行為を受けるのに、継続したほうがよろしいということにはならないから、しばらくその結果は待ってほしいというのがそうなので、私は当たるのではないだろうかなというふうに思っています。

ただ、1つは小黒議員さんもきつとおわかりかと思うのですけれども、問題は過疎にて借りれば金利も70%の国のいわば交付金申請するのを国が結局今貸していないわけです。我々民間から例えば借りたとすれば、その期間の例えば私どもの金利分はどうしてくれるのだと。極端に言えば7割もらえるものをもらえないのではないかとということで少し論議があつて、これについては今のところ率直に言っている国としては渋っているということは事実なのですけれども、これらも積極的に何とでも、例えば起債のほうの利息はもらえないけれども、1つは特交で見てももらえないのかなと。これ僕らのほうでまだ特交の申請をしていませんからわかりませんが、そういった特殊事業については、特交という制度もあるではないかと。そういうもので、今病院のほうの担当者にも、道に対して何とか特交で見てもらうようにしなさいと。あるいはまた、私も今月の末には総務省行きまして、特交の担当のところ行って、そういう特別な事情だと、これは国の都合で起債を貸す、貸さないとやっていることであつて、我々はそんなことで平成20年事業展開して、197億という、市の173億から起債借りると、こうやって申請しているのではないかとことを言ってきていますので、その辺を強く要望、要求しながら、単なる起債を貸すだけでなく、金利分も特交か何かで見てもらえる事情を何とかしてほしいと、これはここで確約はできませんけれども、そういった面を含めながらこれからも要望、要求をしていきたいというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 私のほうから集落の整備と、その他の部分でのご答弁をしたいと思います。集落という部分の定義でありますけれども、これは本州に見る30戸、40戸の村みたいな形成している集落もあれば、砂川市においては字名的なところになるのかもしれませんが、現状としては確かに現状と問題点では記述しておりますけれども、いろいろな動きという、そういう再編するとかという動きにはまだ至っていないという現実を見て、その対策とか計画というのはまだ盛り込めていないという状況でありますし、また率先して書けるかという、書けないという部分もございますので、ここでは現状押さえている程度までということに記載しているところであります。

それから、その他の部分で協働とか地域コミュニティという部分ですけれども、その中の計画がふるさと活性化補助金なのかというようなことですが、これは今後第6期総合計画の中でどういった形で取り組んでいくかということを考えたときに、いろいろふるさと活性化補助金は使いにくいということも言われておりますので、弾力的な運用ができないかと、あるいはそういう地域で活動するような者にどうなのかというような検討も進めておりますので、そういった意味で頭出しとして計画に、ここに書いております

ので、そういった意味でご理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第4号までの総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第4号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております9議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 お諮りいたします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

#### ◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

散会 午前11時49分